



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
12月21日(月)  
号外  
第67号

## 目次

### 告 示

○家畜伝染病予防法第30条の規定による命令..... 1

## 告 示

### 栃木県告示第641号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2（2020）年12月21日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 対象農場  
鶏、あひる、うずら又は七面鳥を100羽以上飼養している農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。）及びその他所轄家畜保健衛生所長が必要と認める農場
- 4 実施の期日  
令和2（2020）年12月22日から令和3（2021）年1月31日まで
- 5 消毒方法  
消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布

（畜産振興課）